

電気需給約款（高圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
2. 電気需給約款等の変更等	(新設)	(2) 需給契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。
10. 契約種別	(新設)	(5) 予備電力 常時供給メニューのいずれかをご契約されるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。 イ 予備線 常時供給変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合
11. 契約種別	(新設)	(3) 予備電力について 契約電力は、常時供給メニューの契約電力の値を基本といたします。ただし、お客さまに特別な事情がある場合については、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
12. 電気料金	(新設)	(3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給メニューの該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5%、予備電源についてはそのお客さまの常時供給メニューの該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10%に相当するものを原則適用いたします。 ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給メニューの該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給メニューの電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増しはいたしません。常時供給メニューの力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給メニューによって使用した電気とみなします。

<p>別表 1 . 燃料費調整</p>	<p>(2)燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$ <p>ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$ <p>ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合、平均燃料価格は、39,000 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$ $\text{基準単価} = 0.234 \text{ 円/kWh}$	<p>(2)燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$ <p>ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$ $\text{基準単価} = 0.234 \text{ 円/kWh}$
---------------------	--	---